

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 53)

納税地		法第	号
法人名		平成	年 月 日
代表者名	殿		
	税 務 署 長 財務事務官		㊟

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされたヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等		
<input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等		
承認又は却下する特別な有効性判定方法等		法人税法施行令第121条第1項各号又は第121条の7第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法 法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合 法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額 特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に  
 税務署長 に対して異議申立てをすることができます。  
 国税局長

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 48)

納税地		法第	号
法人名		平成	年 月 日
代表者名	殿		
	税 務 署 長 財務事務官		㊟

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされたヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

承認又は却下する特別な有効性判定方法等	<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 法人税法施行令第121条第1項各号又は第121条の7第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法 法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合 法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額 特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲
---------------------	--

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に  
 税務署長 に対して異議申立てをすることができます。  
 国税局長

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 53)

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認又は却下通知書

1 使用目的

「ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第121条の4《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》又は施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等又は施行令第121条の10《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》又は施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、この欄を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便により送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 48)

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認又は却下通知書

1 使用目的

「ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第121条の4《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》(追加)の規定に基づく繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等又は施行令第121条の10《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》(追加)の規定に基づく時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
(新 設)	
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合は、この欄を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便により送付する。